

武豊町同時

2026年6月10日（水）
愛知県知多県民事務所
環境保全課環境保全グループ
担当 木佐、神戸
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 内田、鹿又
内線 3050、3057
ダイヤルイン 052-954-6225

武豊町における地下水汚染について

2020年11月9日に公表しました武豊町の武豊町屋内温水プール建設予定地（現CCNCプールたけとよ）における土壌・地下水汚染について、同町が敷地内において地下水モニタリングを実施していたところ、新たに地下水汚染が判明した旨、本日、同町から愛知県に報告がありました。

県は、同町に対し、地下水汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

武豊町

(2) 報告年月日

2026年6月10日（水）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多郡武豊町^{ちゅうしろだ}字 忠白田11番15の一部

(4) 調査結果

次表のとおり、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
鉛及び その化合物	0.016mg/L (1.6倍) ^注	0.01mg/L 以下	1 / 4

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

武豊町は、引き続き地下水モニタリングを行い、汚染状況を監視するとともに、今後の措置について検討します。

県は、武豊町に対し、地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

武豊町生涯学習スポーツ課

住所 愛知県知多郡武豊町字山ノ神 20 番地 1

電話 0569-73-2424

4 調査対象地の概要

当該地は、1901年（明治34年）から石油卸売会社の油槽所として利用されており、1960年（昭和35年）から2010年（平成22年）まで鉄鋼会社の工場敷地として利用されてきました。2010年（平成22年）からは土地の利用はありませんでしたが、2022年（令和4年）以降は、CCNCプールたけとよ（武豊町屋内温水プール）として利用されています。

今回汚染が判明した鉛及びその化合物を含む油が貯油タンクにて保管されていた可能性があります。詳細は不明です。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考 1

2020年11月9日（月）公表内容

武豊町における土壌・地下水汚染について

武豊町が、同町内の武豊町屋内温水プール建設予定地において、自主的に土壌汚染等状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明したため、本日、同町から愛知県に報告がありました。

県は、同町に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

武豊町

(2) 報告年月日

2020年11月9日（月）

(3) 調査実施期間

2018年10月29日（月）から2020年11月6日（金）まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

武豊町屋内温水プール建設予定地

愛知県知多郡武豊町字忠白田^{ちゅうしろだ}11番7、11番15、11番25、11番26、11番36、11番37、11番38

愛知県知多郡武豊町字一号地4番1、4番4、4番14、4番15、4番16、4番24、4番25、11番17、11番36

知多郡武豊町字里中31番1

(5) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第45条第1項

(6) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	0.77mg/L (77倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～3.0m	66／128
ふっ素及び その化合物	3.2mg/L (4.0倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～2.0m	61／128

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり条例に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	1,100mg/kg (7.3倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～1m	12／128

注1：()内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ふっ素及び その化合物	1.4mg/L (1.8倍) ^注	0.8mg/L 以下	3／11

注：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

(7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

武豊町は、土壌・地下水汚染対策として地下水モニタリング等を実施していく予定です。県は、武豊町に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

また、県は、武豊町と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

参考2

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)